

和田委員提出資料

特集：データでみる「法曹志願者の激減」～打つ手はあるのか？

図表13 法科大学院適性試験と予備試験の受験状況の比較

	平成23年		平成24年	
	適性試験	予備試験	適性試験	予備試験
出願者数	7,829	8,971	6,457	9,118
受験者数	7,249	6,477	5,967	7,183

である。平成24年度は9,188人が出願し、うち7,183人が受験している（本稿執筆時点で最終結果はまだ発表されていないが、論文式試験では昨年より110人多い233人が合格している。）。

この予備試験の出願状況を法科大学院に入学するための適性試験の出願状況と比較したのが、**図表13**である。

平成23年・24年とも、予備試験の出願者数が適性試験のそれを上回っており、さらに、適性試験の出願者・受験者数が平成23年から24年にかけて大きく減少したのとは対照的に予備試験の出願者・受験者数は増えている。受験生の中で「法科大学院よりも予備試験」という風潮が広まりつつあるように見える（もっとも、平成24年予備試験の出願者には前年度不合格者も相当程度含まれていると思われる）。

平成23年度の予備試験では、現役大学生が1,522人出願し、うち1,218人が受験して40人が最終合格していた（対受験者合格率3.28%）。現役法科大学院生も272人が出願しており、うち192人が受験し8人が最終合格した（同4.17%）。「法曹養成に特化したプロフェッション教育」を受けているはずの法科大学院生の合格率が「法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養」の有無を判定する予備試験において一般の大学生の合格率とあまり変わらなかったという点は措くとしても、いま籍を置いている大学院を修了すれば受験資格を手にするのできる現役法科大学院生272人が予備試験に出願していたという事実は、「司法試験の受験資格さえ得られるのであれば法科大学院から早く離脱したい」と考えている者が少なくともそれだけいたということである。

本年9月24日の日本経済新聞の朝刊社会面

V 志願者の中で注目を集める予備試験ルート

1 予備試験に流れる志願者たち

志願者の中で注目を集めているのが予備試験である。

初年度である平成23年度の予備試験では8,971人が出願し、うち6,477人が受験、116人が最終合格した。対受験者の合格率は1.79%

においても「司法試験、近道が人気」という大きな見出しで、予備試験が人気を集めている旨が報道されている。同日付の東京新聞朝刊社会面にも「予備試験組68%合格 法科大学院離れ 拍車」という大きな見出しが躍っていた。

2 人々はなぜ予備試験に流れるのか

(1) 負担を嫌ったショートカット

志願者が予備試験に流れる最大の理由は、なんといっても前述の「時間的・経済的負担」である。上記の日経新聞の記事でも「法科大学院に通う金銭的・時間的負担を考えると、何としても大学在学中に合格したかった。第2人が大学、高校への進学を控えている我が家には厳しい」という東大法学部4年生の切実なコメントが紹介されている。

(2) 積極的な優位性

人々が予備試験に流れる理由は、経済的負担の回避という「消極的な理由」だけではない。予備試験を受験することには、それ自体

に積極的な優位性があると受け止められているのである。

司法試験の受験指導を行う予備校では予備試験を積極的に推奨しているが、例えば大手予備校のLECでは、その理由について次のように説明している（囲み参照）。

要するに、①倍率の高い試験に挑戦した経験が、後の試験（法科大学院の入試と司法試験）において有利に働く、②早く実務に出られるのでその分早く実務経験が積める、③就職に有利、④大学在学中や会社に在職したままでも受験を続けられる（時間的・経済的負担が軽い）、というわけである。

①はいかにも予備校らしい視点であるが、実際、平成24年度司法試験においては、法科大学院組の24.62%という合格率に対して予備試験組の合格率が68.2%となっており、予備試験組の合格率が法科大学院組の合格率を大きく上回っている（もっとも、本年度は予備試験組の初受験年度であり、予備試験組に前年度以前の滞留受験者がいなかったことから、この数字だけを単純に比較することは必ずし

■予備試験についてのLECの考え（抜粋）

http://www.lec-jp.com/yobi_shiken/about/opinion.html

1 目標は高く設定しよう！

（中略）予備試験に向けて対策をしよう、と思わなかった時点で司法試験受験の競争の中では遅れをとっていると言っても過言ではありません。

予備試験を目指している層は予備試験合格の枠を争います。しかしそこで合格できなかった層の多くは法科大学院を併願することが予想されます。予備試験という高いレベルの目標に向けて対策をしていた層が法科大学院の受験にも当然のごとく参入してくるわけです。その状況で法科大学院のみの対策を行っていた場合、やはり実力面での差は否めません。

（中略）どちらが有利かといえば、予備試験対策をしてきた層がどうしても有利になります。つまり予備試験を目指すことは法科大学院を目指すことにおいても非常に優位を築くことに繋がるわけです。

2 より最速で法曹になるメリット

予備試験という制度は最速で法曹になれるという点で法科大学院制度に比べて優位です。ゆっくりじっくり法科大学院で学習したほうがいいのか、という考えもありますが、実際の実務の現場で本当に役に立つことは、やはり実務の現場以外では学ぶことができません。ならばその実務の現場に出る資格を得るのは早いに越したことはあ

りません。

また、法曹界へのデビューが早いことは大規模事務所への就職、裁判官・検察官への任官には非常に有利に働きます。その理由はいずれも若い人材を欲しているからです。「若くして司法試験に合格する＝学習能力が高い」という類推が働くこともありますし、若ければそれだけ長く働いてくれるという意味でも企業・裁判所・検察庁にとって貢献度が高い人材であるからです。

3 目指すべきは予備試験

（中略）LECは予備試験制度を拡大していくべきだと考えていますし、それは司法試験受験生の総意とも一致しているものと思っています。やはり法科大学院制度は学費面・時間面・リスク面で、進学可能でない人の受験機会を制限してしまっている側面は否めないからです。進学するほどの経済力がない方には進学そのものが難しいですし、大学卒業後にまだ2年以上学校に通わなくてはなりません。また、会社を辞めてまで進学するリスクはなかなか社会人にとっては、とりづらい選択肢です。

予備試験はこの難点を全て解決する制度です。学費は予備校などでの対策費用のみで済み、最速で法曹になることが可能なルートであり、さらには仕事をしながらも受験が続けられます。法科大学院制度で法曹を断念した方にとっても、これから目指す方にとっても希望の活路であるといえます。

（以下略）

（下線は筆者）

特集：データでみる「法曹志願者の激減」～打つ手はあるのか？

も公平とはいえないが)。

そうした実態よりも、何より法科大学院にとって痛いのが②と③の理由ではないだろうか。

まず就職に関して言えば、現に大規模事務所がこぞって予備試験合格者向けの就職説明会を開催している。大事務所が予備試験合格者に食指を伸ばす理由は二つある。一つは、若いこと(学生の場合)。もう一つは、合格率1.8%という旧司法試験並の競争試験を突破した層であり、「優秀である(地アタマがよい)」という推定が働くことである。最高裁の指摘によれば新司法試験後の修習生の質が玉石混濁となっている昨今において、合格率1.8%のフィルタリングで選別された「若くて地アタマが良い」層は、大事務所にとっては喉から手が出るほど欲しい人材なのではないだろうか。

また、法科大学院をショートカットすることによって実務に出るのがそれだけ早くなるという理由も痛烈である。例えば現役大学生が在学中に予備試験に合格し卒業後すぐに司法試験に合格して司法修習に入れば(修習が11月開始なのでギャップタームの存在は不可避だが)、早生まれであれば23歳で法曹資格を得ることができる。同じ条件の学生が法科大学院を経由して法曹資格を得るならば最速で25歳である。23歳で実務に出れば25歳までに2年の実務経験を積むことができる(しかもお金ももらえる)。「デビューしたての25歳」と「2年の実務経験のある25歳」とを比較した場合、利用者はどちらを選ぶだろうか。

法科大学院側が「それでも法科大学院に通ったほうがいい」と志願者たちに訴えるためには、「2～3年間の実務経験(収入あり)」よりも「2～3年間の法科大学院での勉強(収入がない上に授業料等の負担あり)」のほうが価値が高いということを証明し、社会の理解を得なければならない。「2～3年の実務経験」を上回る価値を果たして法科大学院が提供できるであろうか。その答えを提示できない限り、現状の制度と運用のもとで志願者の法科大学院離れを食い止めることは困難だろう。

法科大学院が「2～3年の実務経験」を上回る価値を学生に提供する一つの方策として、各法科大学院がそれぞれ特色を発揮して専門分野(例えば企業法務、高齢者・障がい者、消費者、労働、知的財産権など)で学生に高い付加価値をつけさせる教育を施すことが考えられるが、現時点ではそのような議論が深められているとはいいがたい。

法科大学院教育のあり方に関する評価は大学の自己満足に終始してはならない。法科大学院での教育が、同期間の実務経験と比して相対的優位性を持っているという評価が、社会に広がらなければならないのである。

問題の本質は、「法科大学院や今の法曹界がどう考えるか」ではなく、「法曹界入りを検討している学生や社会人がどう考えるか」という点にある。「こちら側」の都合だけで物事を考えてはならない。

VI 法曹志願者を呼び戻すために

以上見てきたとおり、法曹志願者の減少と志願者の中での法科大学院離れは危機的な状況にある。本特集はあくまでも現状と原因の分析を目的とするものであるため具体的な提言には踏み込まないが、この悪循環を断ち切り、法曹志願者を呼び戻すためには、何より資格としての「コストとリスクとリターン」のバランスを回復することが不可欠である。

法科大学院制度が生き残るためには、①「2年あるいは3年の実務経験よりもはるかに価値が高いと社会に認められるような質の教育を提供すること」がまず必須であり、その上で、②志願者のモチベーションを下げるようなリスク要因を可能な限り取り除くとともに、資格としてのリターンを回復すること、そして、③取得までのコスト(時間と金)を可能な限り下げること、が必要となろう。

我が国の法曹養成制度は今、流れを呼び戻すための最後の正念場を迎えている。 ■